

入 札 説 明 書

令和7年度ヤンバルクイナ野生復帰技術確立
のための試験実施等業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

九州地方環境事務所

沖縄奄美自然環境事務所

はじめに

令和7年度ヤンバルクイナ野生復帰技術確立のための試験実施等業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び沖縄奄美自然環境事務所入札心得に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所長 北橋 義明

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度ヤンバルクイナ野生復帰技術確立のための試験実施等業務
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3) 履行期限等 令和7年12月19日
- (4) 履行場所 別添2の仕様書による
- (5) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時まで「B」、「C」又は「D」級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」の資格を引き続き取得すること。
- (5) 別紙の業務請負条件を満たした者であること。
- (6) 沖縄奄美自然環境事務所入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約でき

る者であること。

4. 契約条項を示す場所

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 1 階
環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所 総務課調整係
T E L : 098-836-6400
電子メール : nco-naha@env. go. jp

5. 入札参加書等の提出期限及び提出場所

入札への参加を希望する者は、下記のとおり 4. の場所に電子メール、電子調達システム上、持参又は郵送（配達記録が残るものに限る。以下同じ。）で提出し参加表明すること。なお、電子入札をする予定の者は、8.（2）ア. のとおり、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書を、電子調達システムへ証明書として（2）提出期限までに提出すること。

（1）沖縄奄美自然環境事務所入札心得様式 4 による書類

令和 7 年 3 月 2 5 日（火）1 6 時まで

（2）令和 0 4 ・ 0 5 ・ 0 6 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を証明する書類

令和 7 年 3 月 2 8 日（金）1 2 時まで

6. 入札に関する質問の受付

（1）この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、沖縄奄美自然環境事務所入札心得に定める様式 6 による書面を提出すること。

提出期限 令和 7 年 3 月 2 4 日（月）1 0 時まで

（持参の場合は、1 2 時から 1 3 時を除く）

提出場所 4. の場所

提出方法 持参又は電子メールによって提出すること。

なお、電子メールで提出した際、環境省より受信連絡がない場合は、確認連絡を行うこと。

（2）（1）の質問に対する回答は、令和 7 年 3 月 2 4 日（月）1 6 時までに環境省沖縄奄美自然環境事務所ホームページ(<https://kyushu.env.go.jp/okinawa/index.html>)に掲載する。

7. 業務請負条件に関する書類の提出

別紙の業務請負条件に関する書類、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し及び 3.（5）に該当する者は 3.（5）関係書類を、別紙の業務請負条件及び次に従い提出すること。

（1）提出期限

令和 7 年 3 月 2 5 日（火）1 6 時まで

（持参の場合は、1 2 時から 1 3 時を除く）

（2）書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに

限る。

イ. 提出場所 4. の場所

ウ. 部数 業務請負条件に関する書類 2部

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し 1部

3. (5) に該当する者は3. (5) 関係書類 1部

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、DVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2、又は電子調達システム上※3で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

※3 電子調達システムのデータ上限は10MB

イ. 提出場所 電子メールの場合：4. のアドレス

DVD-ROMの持参又は郵送の場合：4. の場所

電子調達システムの場合：電子調達システム

(4) 審査結果通知は、令和7年3月27日（木）16時までには通知する。

8. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年3月31日（月）10時

場所 環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所 会議室
沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1階

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

(1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

電子調達システムで入札をする予定の者については、同システムにより、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書をPDF化し、証明書として5. (2) の日時までに提出すること。

イ. 書面による入札の場合

沖縄奄美自然環境事務所入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面、様式1による入札書及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを令和7年3月28日（金）16時までには4. の場所へ持参又は郵送により提出すること。（電話、FAX、電子メール等により提出することは認めない。）なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

9. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

10. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、沖縄奄美自然環境事務所入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

11. 人権尊重の取組

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

12. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム（GEPS）ホームページで公表するものとする。

(2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル） 受付時間 平日9時00分～17時30分

(3) 沖縄奄美自然環境事務所入札心得掲載先

環境省沖縄奄美自然環境事務所ホームページ「調達情報」>「入札・契約情報」

<https://kyushu.env.go.jp/okinawa/procure/index.html>

(4) 契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、落札決定日とする。

ただし、落札決定日が当該契約の前年度となる場合には、翌年度4月1日とする。

(5) 契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

◎ 添付資料

- ・別紙 業務請負条件
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書